

**「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく  
伊那圏域の減災に係る取組方針**

平成30年3月22日

伊那圏域 大規模氾濫減災協議会

## 目 次

1	はじめに	1
2	本協議会の構成員	2
3	伊那圏域の河川の概要	3
4	伊那圏域の取組状況と課題	4
5	減災のための目標	7
6	概ね 5 年で実施する取組	8
7	取組方針のフォローアップ	11

## 1 はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫による家屋の倒壊・流失、広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。これに住民避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほど多数の孤立者が発生するなど甚大な被害となりました。

こうした背景から、平成 27 年 12 月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されたことを踏まえ、国土交通省では施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会再構築ビジョン」をとりまとめました。

国の管理河川については、沿川市町村等と協働で減災対策協議会を設立し、目標や取組方針を決定したところです。

そのような中、平成 28 年 8 月の台風 10 号では岩手県小本川が氾濫し、小本川沿川の高齢者福祉施設で 9 名の死者が出る被害が発生しました。

これを受け、平成 29 年 1 月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が答申され、ただちに「水防災意識社会 再構築ビジョン」の取組を加速し、都道府県が管理する河川においても本格展開することが求められております。

長野県では河川管理者、市町村などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、伊那圏域の県管理河川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える

「水防災意識社会」を再構築することを目的に「伊那圏域大規模氾濫減災協議会」（以下、「本協議会」という。）を設立しました。

本協議会では、「現状の水害リスク情報」や「市町村が行う円滑かつ迅速な避難の取組」、「的確な水防活動等の取組」など各取組状況の情報を共有し、円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために地域の取組方針を策定し、周知することとしています。

なお、取組方針策定後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、確かな対策の実施のための進捗確認等、フォローアップを行うこととします。

## 2 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおり

参加機関	構成員
伊那市	市長
駒ヶ根市	市長
辰野町	町長
箕輪町	町長
飯島町	町長
南箕輪村	村長
中川村	村長
宮田村	村長
伊那警察署	署長
駒ヶ根警察署	署長
上伊那広域消防本部	消防長
長野県 上伊那地域振興局	局長
長野県 伊那保健福祉事務所	所長
長野県 伊那建設事務所	所長

本協議会のアドバイザーは以下のとおり

参加機関
(アドバイザー)
国土交通省中部地方整備局 天竜川上流河川事務所
長野地方気象台
長野県 危機管理部 危機管理防災課
長野県 建設部 河川課

### 3 伊那圏域の河川の概要

伊那圏域は、長野県における天竜川水系の上流域に位置し、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村の2市3町3村で構成されています。

圏域の総面積は約1,348.1km<sup>2</sup>で、県全体の約9.9%を占めています。また、人口は約18.3万人で、県全体の約8.8%を占めています。圏域内の河川のうち、天竜川と横川川、三峰川、丸山谷、塩沢谷、太田切川、小渋川、四徳川の一部は国管理であり、他の一級河川は県が管理しています。現況は表-1のとおりです。

県管理河川の特性は、上流山間部では急峻な渓流を形成し、下流平坦部では緩やかな流れとなり築堤がなされています。その中間部には、扇状地が形成され、一度洪水が発生すると、氾濫した水が河川に戻ることなく扇状地を拡散するよう広がるため、溢水による大きな被害が予想されます。また、築堤部での越水や内水被害にも留意する必要があります。

表-1 【伊那圏域の河川現況】

	総面積(km <sup>2</sup> )	県管理河川数	左欄の河川延長(km)
伊那圏域	1,348.1	102	477.7
県全体	13,561.6	737	4,802.7
県全体に対する割合	9.9%	13.8%	9.9%

## 4 伊那圏域の取組状況と課題

伊那圏域における減災対策について、各構成員が現在実施している洪水時の情報伝達や水防に関する事項等についての取組及び課題を抽出し、以下のとおりまとめた。

### ① 情報伝達等に関する事項

項目	現 状	課 題
想定される 浸水リスクの 周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>○次の 23 河川では、概ね 100 年に 1 回程度起こる大雨が降ったことによる浸水想定区域図が作成され、長野県ホームページで公表している 小沢川、大沢川、竹松川、小黒川、大清水川、大泉川、棚沢川、鼠川、七面川、田沢川、古田切川、精進川、上穂沢川、駒沢川、横川川、小横川川、小野川、沢底川、桑沢川、深沢川、帶無川、沢川、天竜川</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○最近の被災状況を踏まえると、より大規模な氾濫に備える必要がある</li> <li>○住民周知への取組強化が必要</li> </ul>
洪水時における河川水位等の情報の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○圏域に雨量計が 16 基（建設事務所管理）設置されている 辰野町 横川ダム、源上、雨沢、大城 箕輪町 箕輪ダム、上古田 伊那市 伊那建設、溝口、手良、伊那西部、中条、上山田、分杭峠 駒ヶ根市 東伊那 飯島町 傘山 中川村 陣馬形山</li> <li>○天竜川の伊那富地区、一の沢川の日影入地区、沢川の末広地区、福沢地区、南田地区、横川川の下横川地区、宮所地区には水位計が設置されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○局地的な豪雨に対する雨量情報空白区域がある</li> <li>○水位計が必要な地域がある</li> <li>○水位周知をすべき河川がある</li> </ul>
市町村への情報提供と避難勧告等の発令基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、建設事務所長から関係首長に情報伝達を行う</li> <li>○建設事務所担当者（水防当番）から関係自治体防災担当者に対して情報伝達を行っている</li> <li>○避難勧告等は地域防災計画等に基づいて発令している</li> <li>○天竜川（水位周知河川）では水防警報等で「伊那富」水位観測所の水位情報を提供している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○確実な情報提供を担保する必要がある</li> <li>○避難勧告等の発令基準の具体化、地域防災計画の修正が必要</li> <li>○避難勧告等に係る判断や伝達に係る詳細なマニュアルの整備</li> <li>○避難に必要な時間を確実に確保する必要がある（タイムライン）</li> <li>○災害時要配慮者に留意が必要</li> <li>○情報の一元管理が必要</li> </ul>

項目	現 状	課 題
	○気象庁ホームページや防災情報提供システムで流域雨量指数の予測値(洪水警報の危険度分布、流域雨量指数帳票)を提供している	○避難等の判断に必要な情報を、確実かつ、わかりやすく提供するとともに、その利活用を促進する必要がある
避難場所 避難経路	○管内全市町村において浸水想定区域図を元に洪水ハザードマップを作成し、ホームページで公表している	○避難時の危険に配慮して、多様な避難方法を選択できるようにする必要がある  ○大災害時の避難、市町村を越える広域避難、長期の避難に向けた検討が必要
住民等への情報伝達の体制や方法	○雨量・水位情報等をホームページ(長野県河川砂防情報ステーション)により公表している  ○避難情報を防災行政無線、広報車、メール配信などにより伝達している	○住民へ分かりやすく情報提供することが重要  ○インターネット未利用者への情報提供が必要  ○荒天時の聞き取りにくさ、聴力低下者への配慮が必要  ○災害危険時に確実な情報提供をする必要がある
避難誘導体制	○避難誘導は、市町村職員、警察、消防団員、自主防災組織等の各組織が実施している  ○水防活動を行う消防団が避難誘導等の任務も担っている	○迅速避難が可能となるよう、組織毎の役割分担の明確化が必要  ○水防活動の省力化、団員の確保が必要  ○より実践に即した訓練が必要

## ② 水防に関する事項

項目	現 状	課 題
河川の巡視	○重要水防区域を定め、建設事務所で優先的に監視している。  ○出水期前に、河川管理者が点検を実施している  ○出水時には、消防団等が河川巡視を実施している	○重要水防区域が多く、優先的に監視・水防活動をすべき箇所の特定が困難  ○効率的な巡視方法、役割分担を検討する必要がある

項目	現 状	課 題
水防資機材の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水防資材（土のう袋、ロープ、ブルーシート等）を伊那建設事務所や市町村の水防倉庫に保管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○装備品の情報共有、使用融通を検討する必要がある</li> <li>○装備品等の確保、交換を確実に行う必要がある</li> </ul>
自治体庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模な水害時には、伊那市役所、辰野町役場等が浸水し機能が低下・停止する恐れがある</li> <li>○ライフライン（電気、ガス、水道、通信）が浸水し機能が低下・停止する恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時の対応拠点となる庁舎等について耐水化対策が必要</li> <li>○被災時の代替機能確保や補完機能強化が必要</li> <li>○ライフラインの耐水化が必要</li> </ul>

### ③ 水害時の排水、施設運用等に関する事項

項目	現 状	課 題
排水施設、排水資機材の操作・運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○伊那圏域には横川ダム、箕輪ダムがあり、その操作は操作規則により伊那建設事務所で行っている</li> <li>○ダム情報をホームページ(長野県河川砂防情報ステーション)により公表している</li> <li>○樋門等は管理者や住民等が操作している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ダム放流の情報が市町村に確実に届く必要がある</li> <li>○ダムの情報（放流、水位等）を住民にわかりやすく提供する必要がある</li> <li>○確実な操作を担保する必要がある</li> </ul>

### ④ 河川管理施設の整備に関する事項

項目	現 状	課 題																					
河川管理施設の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○圏域内の県管理河川では、下記の箇所で河川改修事業を実施している。           <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">棚沢川</td> <td style="width: 33%;">伊那市</td> <td style="width: 33%;">野底</td> </tr> <tr> <td>三峰川</td> <td>伊那市</td> <td>長谷市野瀬他</td> </tr> <tr> <td>駒沢川</td> <td>辰野町</td> <td>押野</td> </tr> <tr> <td>猪の沢川</td> <td>伊那市</td> <td>下小出</td> </tr> <tr> <td>小黒川</td> <td>伊那市</td> <td>小出島</td> </tr> <tr> <td>大沢川</td> <td>伊那市</td> <td>北福地</td> </tr> <tr> <td>田沢川</td> <td>駒ヶ根市</td> <td>下平</td> </tr> </table> </li> </ul>	棚沢川	伊那市	野底	三峰川	伊那市	長谷市野瀬他	駒沢川	辰野町	押野	猪の沢川	伊那市	下小出	小黒川	伊那市	小出島	大沢川	伊那市	北福地	田沢川	駒ヶ根市	下平	○引き続き、対策を実施する必要がある。
棚沢川	伊那市	野底																					
三峰川	伊那市	長谷市野瀬他																					
駒沢川	辰野町	押野																					
猪の沢川	伊那市	下小出																					
小黒川	伊那市	小出島																					
大沢川	伊那市	北福地																					
田沢川	駒ヶ根市	下平																					

## 5 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施する事で、各構成員が連携して達成すべき減災目標は以下のとおりとする。

### 【達成すべき目標】

伊那圏域の流域における大規模水害に対しても、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。

### 【目標を達成するための3つの取組】

- ① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
- ② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組
- ③ 社会経済活動被害最小化を図るための排水活動や河川管理施設整備の取組

※大規模水害……想定しうる最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

※逃げ遅れ……立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

## 6 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

### 1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・取組機関については、以下のとおりである。

項目	主な取組項目	備考
■洪水を河川内で安全に流す対策	<ul style="list-style-type: none"><li>・優先的に実施する堤防、護岸等の整備【県】</li><li>・適時、適切な維持管理の実行【県】</li></ul>	
■避難行動、水防活動排水活動に資する基盤等の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備【県】</li><li>・住民への避難情報の伝達手段の強化【市町村】</li><li>・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備【県】</li><li>・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化【市町村】</li><li>・内水被害危険箇所の対策、排水ポンプの準備【県、市町村、天竜川上流河川事務所】</li><li>・局地的豪雨に対する雨量情報の把握手段の検討【県、市町村】</li></ul>	

## 2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目、目標時期、取組機関については、以下のとおりである。

### ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

項目	主な取組項目	備考
■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模降雨による浸水想定区域図の作成・公表の予定を検討して順次作成・公表【県】</li> <li>・想定最大規模の洪水による浸水想定区域図が作成された場合は、速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成・周知【市町村】、その支援【県、天竜川上流河川事務所】</li> <li>・水害リスク情報を踏まえて避難場所、避難経路を検討し、必要に応じて隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整【市町村】</li> </ul>	
■要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水、土砂災害対象の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の支援【市町村、県、天竜川上流河川事務所】</li> </ul>	
■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告の発令に着目したホットライン・タイムラインの作成・見直し【県、市町村、気象台、天竜川上流河川事務所】</li> <li>・必要に応じた地域防災計画の修正やマニュアルの整備【市町村】</li> <li>・タイムラインに基づく訓練【県、市町村、気象台】</li> <li>・「危険度を色分けした時系列」、「警報級の可能性」や「洪水警報の危険度分布」等の新しい防災気象情報の利活用の検討【県、市町村、気象台】</li> </ul>	
■水害危険性の周知促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水予報河川、水位周知河川の追加指定について、検討・調整を実施【県】</li> <li>・水位計やライブカメラ等の情報をリアルタイムで提供【県、天竜川上流河川事務所】</li> </ul>	

## ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

項目	主な取組項目	備考
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団等への連絡体制や役割分担の再確認と伝達訓練の実施 【市町村、県、天竜川上流河川事務所】</li> <li>・消防団同士の連絡体制の確保【市町村】</li> <li>・重要水防区域や水防資機材等について、河川管理者と関係者の共同点検の実施を検討【県、市町村】</li> <li>・より効率的な巡視方法や役割分担の検討 【県、市町村、天竜川上流河川事務所】</li> <li>・関係機関が連携した実働水防訓練の実施について検討【県、市町村、天竜川上流河川事務所】</li> <li>・消防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討し、順次実施【市町村】</li> <li>・内水被害危険箇所の把握及び情報共有【県、市町村、天竜川上流河川事務所】</li> <li>・浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水等の情報伝達体制・方法について検討【県、市町村、天竜川上流河川事務所】</li> <li>・災害拠点となり得る施設・資材・備品の強化等 【県、市町村、天竜川上流河川事務所】</li> </ul>	

## ③社会経済活動被害最小化を図るための排水活動や河川管理施設整備の取組

項目	主な取組項目	備考
■排水施設・排水資機材の運用方法の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害リスク情報、現況の排水施設・資機材の情報について共有【県、市町村、天竜川上流河川事務所】</li> <li>・よりわかりやすいダム情報の公表・伝達手段の検討【県】</li> <li>・樋門等の情報共有と操作状況の確認【県、市町村、天竜川上流河川事務所】</li> </ul>	

## **7 取組方針のフォローアップ**

この取組方針に記載した事項については、各構成員において、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映するよう努めるとともに、目標の実現に向け、継続的に取り組むものとする。

また、本協議会は隨時出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じ、この取組方針を見直すものとする。